平成２５年（フ）第３３０号
愛知県岡崎市法性寺町字池田11番地３、前住所愛知県岡崎市法性寺町字池田11番地６
債務者　日髙　　茂
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白濱　重人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５５８号
大阪府松原市一津屋６丁目８番９号
債務者　新屋　　勉
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０８号
北海道小樽市新光３丁目24番９号
債務者　末木　史子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１３号
北海道苫小牧市明野元町１丁目10番20号　プリーシュア明野元町Ａ201
債務者　丸山　樹哉
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５９８号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目８番８号Ｄｗｅｌｌ・ＣｏｎｆｏｒｔⅡ102
債務者　秋山　幸男
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
茨城県ひたちなか市大字田彦479番地２　林山コーポＢ棟102号
債務者　高橋　政登
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３２６号
茨城県東茨城郡茨城町大字近藤50番地
債務者　永井久美子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３６１号
茨城県水戸市渡里町2694番地の24　シノハラコーポＡ棟102号
債務者　船橋　留美（旧姓小圷）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３６８号
茨城県那珂市菅谷2746番地11
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１８４号
茨城県つくば市春日２丁目32番地６　メゾンド・ラポールＢ棟106号
債務者　上杉　俊貴
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２０２号
茨城県土浦市菅谷町1323番地57
債務者　中根　　啓
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７８号
千葉県袖ケ浦市坂戸市場24番地　平田荘８号
債務者　小野　チエ
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第３２２号
新潟市西区上新栄町５丁目14番49号、前住所新潟県阿賀野市笹岡1752番地168
債務者　澤井真由子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４４号
新潟市西区寺尾上２丁目６－７　ベルローズ３－Ａ号室、住民票上の住所新潟市中央区上近江３丁目３番３－610号
債務者　仲川　弘子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４号
富山県魚津市吉島１―11―19　ゆかり荘10号室、住民票上の住所富山県魚津市相木253―22
債務者　大家庄ラタナポーンこと　ＯＩＮＯＳ　ＨＯＵＲＡＴＡＮＡＰＯＲＮ
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第３２６号
金沢市入江１丁目225番地　セジュールヴィルＡ105号室
債務者　西出　　修
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
金沢地方裁判所